



平成22年6月4日

各位

会社名 株式会社 **ブルボン**
代表者名 代表取締役社長
吉田 康
コード番号 2208 東証第2部
問合せ先 常務取締役 財務管理部長
山崎 幸治
TEL (0257) 23-2333

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年6月4日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催予定の第134期定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

将来の新事業参入に備えて、第2条（目的）に菓子・料理教室その他各種教室の企画・運営等、教育関連事業を追加し、またこの機会に一部語句の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月29日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日（火曜日）

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種和洋菓子、アイスクリームおよびパン類の製造、販売</p> <p>(2) 食料品および冷凍食品の製造、販売</p> <p>(3) 澱粉、穀粉、植物性蛋白、調味香辛料、食品添加物等、各種食品原材料の製造、販売</p> <p>(4) 清涼飲料の製造、販売</p> <p>(5) 酒類、タバコの販売</p> <p>(6) 農畜水産物の加工、販売および魚介類等の養殖場の経営</p> <p>(7) 飼料、肥料の製造、加工、販売</p> <p>(8) 飲食店および運動、遊戯、観光施設の経営</p> <p>(9) 化粧品の製造、販売</p> <p>(10) 医薬品、医薬部外品、医療関連試薬等の製造、販売</p> <p>(11) バイオテクノロジー関連物質の分析およびバイオテクノロジーによる種苗および製菓、食品等の素材の製造、販売</p> <p>(12) 衣料品、電気製品、スポーツ用具、事務機器、厨房機器、アクセサリ、時計、<u>工学機器</u>、レコード、フィルム等音楽・映像関係用品、絵の具、カンバス等美術用品、文具、玩具、園芸用品、健康機器およびこれらに関する物品の製造、加工、販売</p> <p>(13) テレホンカード、入場券の販売および斡旋</p> <p>(14) 出版業および音楽・映像関連の事業</p> <p>(15) 前各号商品の輸出入業、代理業、仲介業</p> <p>(16) 自動車貨物輸送業、貨物運送取扱業および倉庫業</p> <p>(17) 不動産の売買、賃貸借、管理およびそれらの代理、仲介</p> <p>(18) 機械設備の設計、販売および食品製造技術の指導、販売ならびに土木建築設計業</p> <p>(19) 金銭の貸付、保証業務および総合リース業</p> <p>(20) 特許権、商標権、意匠権、著作権等無体財産権の売買、使用許諾、賃貸および管理</p> <p>(21) コンピュータのソフトウェアの開発、作成、販売</p> <p>(22) 公衆浴場、美術館、博物館等文化、厚生施設の経営</p> <p>(23) 労働者派遣事業</p> <p>(24) 演劇、音楽コンサート、美術・芸術品展覧会等の企画、開催および仲介等</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種和洋菓子、アイスクリームおよびパン類の製造、販売</p> <p>(2) 食料品および冷凍食品の製造、販売</p> <p>(3) 澱粉、穀粉、植物性蛋白、調味香辛料、食品添加物等、各種食品原材料の製造、販売</p> <p>(4) 清涼飲料の製造、販売</p> <p>(5) 酒類、タバコの販売</p> <p>(6) 農畜水産物の加工、販売および魚介類等の養殖場の経営</p> <p>(7) 飼料、肥料の製造、加工、販売</p> <p>(8) 飲食店および運動、遊戯、観光施設の経営</p> <p>(9) 化粧品の製造、販売</p> <p>(10) 医薬品、医薬部外品、医療関連試薬等の製造、販売</p> <p>(11) バイオテクノロジー関連物質の分析およびバイオテクノロジーによる種苗および製菓、食品等の素材の製造、販売</p> <p>(12) 衣料品、電気製品、スポーツ用具、事務機器、厨房機器、アクセサリ、時計、<u>光学機器</u>、レコード、フィルム等音楽・映像関係用品、絵の具、カンバス等美術用品、文具、玩具、園芸用品、健康機器およびこれらに関する物品の製造、加工、販売</p> <p>(13) テレホンカード、入場券の販売および斡旋</p> <p>(14) 出版業および音楽・映像関連の事業</p> <p>(15) 前各号商品の輸出入業、代理業、仲介業</p> <p>(16) 自動車貨物輸送業、貨物運送取扱業および倉庫業</p> <p>(17) 不動産の売買、賃貸借、管理およびそれらの代理、仲介</p> <p>(18) 機械設備の設計、販売および食品製造技術の指導、販売ならびに土木建築設計業</p> <p>(19) 金銭の貸付、保証業務および総合リース業</p> <p>(20) 特許権、商標権、意匠権、著作権等無体財産権の売買、使用許諾、賃貸および管理</p> <p>(21) コンピュータのソフトウェアの開発、作成、販売</p> <p>(22) 公衆浴場、美術館、博物館等文化、厚生施設の経営</p> <p>(23) 労働者派遣事業</p> <p>(24) 演劇、音楽コンサート、美術・芸術品展覧会等の企画、開催および仲介等</p>

現 行 定 款	変 更 案
「新 設」 <u>(25)</u> 前各号に関連する一切の事業	<u>(25)</u> 菓子・料理教室その他各種教室の企画・運営 および関連商品の制作、販売 <u>(26)</u> 前各号に関連する一切の事業